

『中国には社会保険労務士の様な資格はあるの？』

こんにちは！

上海オフィスで社会保険管理士講座の教務を担当しております。太(タイ)と申します。

さて、中国では、2011年7月1日によろやく社会保険分野における法律「社会保険法」が初施行され、これまで社会保険の納付を履行してこなかった企業に対して、経営上責任を負わせることとなりました。その後、国レベル及び各地方でスピーディーに関連政策や法律面での環境整備を行って来ており、社会保険に対する関心が日々高まってきました。

しかしながら、まだ社会保険の実務における都市や地域間の差や、医療保険の適用がまだ全国レベルでポータビリティがないなど様々な問題が存在しており、企業には全国の社会保険制度について正確に理解するだけでなく、所在地の社会保険業務における各規定等を正確に理解し操作することが求められています。

それではここで、中国の社会保険とは？業務内容において日本とどのような違いがあるかを少しご紹介させていただきます。

日本の職業保険			中国の職業保険（五險一金）			
保険種類	詳細	業務取扱資格	保険種類	詳細	業務取扱資格	
社会保険	厚生年金保険	社会保険・労務士 (国家資格)	社会保険 (五險)	養老保険	厚生年金保険に当たる保険	社会保険管理師 (国内唯一の職業 訓練講座・全 国統一資格試 験)
	健康保険			医療保険	健康保険に当たる保険	
労働保険	雇用保険			生育保険	日本の出産手当及び出産一時金に当たる保険	
	労災保険			失業保険	日本の雇用保険に当たる保険	
		工傷保険		労災保険に当たる保険		
		公積金 (一金)				

結論を申しますと、まだ中国には社会保険労務士と言う日本の国家資格のような仕事も資格も存在しませんが、実は、それに準じた社会保険管理師という認定資格があります。

《社会保険管理師》講座は、社会保険管理に関する専門知識を学んだ、人的資源管理のニーズに対応できる人材を育成することを目的とし、中国人的資源・社会保障部より、全国の社会保険従業員向けに実施するスキルアップトレーニングの国内唯一の専門講義で、試験に合格した者には『能力証書』(社会保険管理師としての認定書)を発行しています。当証書は企業内部での社会保険管理などを行う知識・能力を認定する証拠として、《職業教育法》の規定により、全国で通用、認可される証書です。

私達 SATO グループの颯拓商務諮詢(上海)有限公司では、この養成講座を、上海市内で去年から開始しております。来る3月8日より上海で第2回目の『社保管理師認定資格講座』を、開催することとなりましたので、是非、御社の上海現地法人で人事総務系業務をご担当の皆様にご紹介を頂き、ご来場を賜りたく、この上海通信とともに、ぜひ当ホームページのセミナーのご案内ページををご覧くださいただけましたら幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。